

4月1日
から

介護サービスが変わります 皆さんと一緒に行う「地域づくり」 介護予防・日常生活支援総合事業 が始まります

問い合わせ先／市役所長寿課長寿政策係 TEL.76-8138
長寿支援係 TEL.76-8143

地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進する制度として「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。これにより、市では要支援1・2の認定を受けているかたを対象としたサービスの一部が介護予防・生活支援サービス事業に移行するほか、65歳以上の全てのかたが参加できる介護予防に関する教室や講座を開催するなど、4月から事業を開始します。

❁ どうして始まるの？

日本では、団塊の世代が65歳を迎え、超高齢社会に突入しています。市の高齢化率も24.7%を超えました。平成37年には、そのかたたちが75歳を迎え、後期高齢者となります。そのため、介護が必要なかたや認知症のかた、高齢者のみの世帯の増加が予測されます。

これからは、今まで以上に、地域での支え合いや見守りなどが求められます。そこで住民の皆さんやボランティア、民間事業者など、さまざまな人たちと地域で支え合う仕組みを作る必要があります。



❁ 何が変わるの？

介護予防・生活支援サービス事業の開始

要支援1・2のかたを対象としたサービスのうち、「訪問介護」「通所サービス」が総合事業に移行します。

また、介護認定がなくても基本チェックリストで、生活機能の低下が認められたかたは本サービスを受けられるようになります。



一般介護予防事業の充実

らくらく筋トレや介護予防教室などに、65歳以上の全てのかたが参加できます。いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために「介護予防」「仲間づくり」の場が増えていくような地域づくりを目指します。教室や各種催しの情報は広報おわりあさひなどに掲載します。



一般介護予防事業



▲らくらく筋トレ



▲健康講座

一般介護予防事業を支える皆さん



▲健康づくり推進員



▲県健康づくりリーダー

✿ 給付などの変更点

現在の制度		平成29年4月から
	介護給付(要介護1~5)	変更なし(要介護認定が必要)
予防給付 (要支援)	福祉用具貸与、通所リハビリテーション、 訪問看護	
	訪問介護、通所介護	介護予防・日常生活支援総合事業で 「訪問型サービス」「通所型サービス」

✿ 利用の流れ

